

令和5年10月30日

保護者 各位

玉野市立荘内小学校
校長 小原 小百合

子どものスマホ・インターネット利用にかかる 学校と家庭のかかわり方について

秋冷の候、ますますご清栄のことと拝察いたします。

さて、子どものスマホの利用につきまして、ある調査によると、小学6年生の約半数、中学2年生の約8割がスマホを所有しているそうです。スマホが子どもたちの生活の一部となっていると感じます。生活場面でも学習場面でも、スマホ・インターネットは便利な道具ですが、誹謗中傷・人権侵害・個人情報の不適切な扱いなど、その利用にともなうトラブルの増加も心配される場所です。

学校では、子どもたちがトラブルに巻き込まれないよう、スマホ・インターネットとの正しいかかわり方について指導しています。また、間違った使い方につながらないように、人間関係づくりに取り組んでいます。

しかし、学校は、子どもたちのスマホ・インターネットの使い方を管理することはできません。現実にはトラブルが起きてしまうと、「ついやってしまった」「そんなつもりはなかった」では通用しません。自覚なく加害者になったとしても、自分がしたことの責任は自分でとらなければなりません。スマホ・インターネットについて、子どもたちの利用の実態を把握し、必要な助言をすることは、家庭の大切な役割と考えます。

また、スマホ・インターネットを利用する中で、突然、子どもが被害者になることもあります。学校は、子どもたちから事情を聴き、スマホ・インターネットの正しい利用について確認したり、人間関係の修復に努めたりします。しかし、学校外での出来事ゆえに学校が気付きにくく、被害が大きくなってから対応することが多いのが実際のところです。深い傷は、簡単には癒えません。早い段階で気づき、子どもを守ることも家庭でしかできないことです。もちろん、学校も相談をお受けしますが、一般的な対応として、画面をスクリーンショットするなどして記録を残し、場合によっては警察に被害届を出すことも有効かもしれません。スマホ・インターネットでのトラブルは、そのくらい重大なものであると学校は考えています。

子どもたちのスマホ・インターネットの利用を禁止するのではなく、よりよくかかわらせることが大切な時代です。学校と家庭が役割を分担して、大切な子どもたちを育てていきましょう。

なお、スマホの校内への持ち込みについて、本校では、文科省の通知に従い、持ち込みを禁止としています。しかし、やむを得ない事情によって持ち込みを希望される場合には、申請いただいたうえで許可することとしています。その場合、以下の内容への同意をお願いしていますので、持ち込みを申請されている方は、再度、ご確認をお願いします。

- 校内では、携帯電話（キッズ携帯を含む）・スマホを使用しない。
- 校内では、携帯電話（キッズ携帯を含む）・スマホはランドセル等に保管し、持ち出さない。
- 校内では、音が鳴らないように設定する。
- 校外でも、ランドセル等に保管しておき、連絡の必要があるときのみ使う。
- 不適切な使用をしないよう、保護者が家庭で指導したうえで持たせる。
- 学校は、携帯電話・スマホの預かりはしない。紛失・故障・トラブルは、すべて保護者の責任とする。